

評議員及び役員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 本規程は、定款第13条及び第29条に基づき、公益財団法人21世紀職業財団（以下「財団」という。）の評議員及び役員に対して支給する報酬及び費用（以下あわせて「報酬等」という。）に関する事項を定めることを目的とする。

(評議員に対する報酬)

第2条 次の各号に掲げる職務の遂行の対価として、財団は、評議員に対し、下記に定める金額を報酬として支給する。

評議員会への出席 10,000円（税抜）

(役員に対する報酬)

第3条 次の各号に掲げる職務の遂行の対価として、財団は、役員に対し、下記に定める金額を報酬として支給する。

理事会への出席 10,000円（税抜）

2 前項の定めにかかわらず、代表理事または業務執行理事の職にある役員に対しては、報酬を支給しない。

(費用の支払)

第4条 評議員及び役員が、その職務又は業務の遂行に際して費用を支弁したときは、財団に対し、その証憑を添えて支払を求めることができる。

(報酬及び費用の支払方法等)

第5条 評議員及び役員に対する報酬及び費用は、評議員会または理事会の開催日の属する月の翌月末日限り、評議員及び役員の指定する本人名義の金融機関口座に振り込む方法で支払うものとし、振込手数料は財団の負担とする。

(個人情報の取得)

第6条 本規程の適用にあたり、評議員及び役員から特定個人情報を取得するときは、財団の定める特定個人情報取扱規程の定めによる。

(改廃)

第7条 本規程の改廃は、評議員会の決議により行う。

附則

(施行期日)

第1条 本規程は、2016年4月1日より実施する。